

答申第 1114 号

諮問第 1780 号

件名：開発行為許可申請書の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、開発行為許可申請書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表の 1 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 5 年 8 月 19 日付けで行った開示請求に対し、知事が同年 9 月 4 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

本件行政文書開示請求書には、「〇〇グループホーム開発許可申請書及び B 市調査書、協議書、意見書、打ち合わせ記録及び副申書に関する一連の書類（添付図書、図面含）」と記載されていたことから、請求対象文書は、本県にて保管している開発行為許可申請書の正本、B 市からの副申書及び調査書、協議書、意見書、打合せ記録であると解した。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるとことにより、都道府県知事等の許可を受けなければならないと定められており、本件行政文書開示請求書に記載の開発行為許可申請書は、同項の規定により開発行為を申請する文書であり、法第 30 条、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 16 条、第 17 条及び都市計画法施行細則（昭和 45 年愛知県規則第 107 号）第 3 条により、設計説明書（公共施設一覧表を含む。）、開発区域位置図、開発区域区域図、現況図、土地の公図の写し、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、排水施設計画平面図、給水施設計画平面図、がけの断面図、擁壁の断面図、公共施設の管理者の同意書、

公共施設の管理者との協議の経過を示す書面、同意を得たことを証する書類、土地の登記事項証明書、法第 34 条各号に適合することを証する書類、その他知事が必要と認める図書を添付することとなっている。

以上のことから請求内容に合致する文書を探索したところ、本件行政文書を請求内容に合致する文書として特定した。なお、協議書、意見書及び打合せ記録については作成又は取得していないことから、条例第 11 条第 2 項の規定により、行政文書不開示決定処分を別途行っている。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、個人の氏名、連絡先等が分かる部分及び定款を除き、本件処分を取り消すとの決定を求めるとした上で条例第 7 条第 3 号イに該当する部分の理由付記について違法である旨を主張している。

したがって、本件審査請求の対象となる部分は、条例第 7 条第 3 号イに該当するとして不開示とした部分のうち、法人の事業計画に係る部分、連携施設の名称、所在地、住所が分かる部分、協定内容が分かる部分、建物の概要が分かる部分であると解されるため、以下当該部分を開示しないこととした理由及び当該部分の理由付記について述べる。

(3) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 法人の事業計画に係る部分について

理由書及び事業計画書において不開示とした法人の事業計画に係る部分は、理由書に示される当該施設の建築理由や、事業計画書に示される運営体制や資金計画などの情報であり、当該施設事業者が内部情報として管理するものである。

仮に法人の事業計画を開示した場合、経営状況や法人の意思決定事項などの内部管理情報が公となることにより、同業他社が経営に活用することが考えられる等、当該施設事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、法人の事業計画に係る部分は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

イ 連携施設の名称、所在地、住所及び協定内容が分かる部分について

経過表、事業計画書、協力医療機関に関する協定書において不開示とした連携施設の名称、所在地、住所及びその協定内容は、当該施設の事業計画や運営体制等に密接に関係する情報であり、当該施設事業者が内部情報として管理するものである。

仮に連携施設の名称、所在地、住所及びその協定内容を開示した場合、事業内容や施設の使い方を類推することが容易となることで当該施設事業者の事業活動が損なわれるおそれがあり、また、施設の管理運営上の安全性が阻害される等のおそれがある。

したがって、連携施設の名称、所在地、住所及び協定内容が分かる部分

は、条例第7条第3号イに該当する。

ウ 建物の概要が分かる部分について

給水施設計画平面図、求積図、1階平面図、2階平面図、立面図-1、立面図-2において不開示とした建物の概要は、平面図等の各図面に示される建物構造や各室配置等の情報であり、それらを読み解くことにより、設計におけるノウハウ、施設構造や使い方を理解することができるものである。

仮に建物の概要を開示した場合、当該設計者の立場においては、建物形状や寸法等の自らが積み上げてきた設計におけるノウハウが公となることにより、事業優位性が喪失するおそれがある。

また、当該施設事業者の立場においては、施設構造や使い方が公となることにより、施設設備に対する悪戯や施設内部への侵入等の犯罪の実行を容易にする等、事業活動における損失が発生するおそれや施設利用者等の安全が脅かされるおそれがある。

したがって、建物の概要が分かる部分は、条例第7条第3号イに該当する。

(4) 本件一部開示決定通知書における理由付記について

審査請求人は、審査請求書において、本件行政文書一部開示決定処分における理由は、単に条例第7条第3号イの条文を転記したものであることから、開示しないこととした理由を記載したことにはならず、愛知県行政手続条例（平成7年愛知県条例第28号）第8条にある、処分の理由を示さなければならないとする規定を満たしていない旨を主張している。

このことについて、本件一部開示決定通知書には、開示しないこととした部分が具体的に記載されているほか、開示しないこととした根拠規定だけでなく、当該規定を適用する理由について記載されており、これらの記載と本件行政文書の開示部分の記載内容に照らせば、不開示部分が条例第7条第3号イに該当することの根拠を了知し得るものであり、これをもって公開することによる不利益も了知し得るものであるため、理由付記は適法に行われている。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件行政文書は、株式会社Aに係る開発行為許可申請書及びその添付書類であると解される。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、実施機関が不開示とした部分のうち、法人の事業計画に係る部分、連携施設の名称、所在地、住所が分かる部分、協定内容が分かる部分及び建物の概要が分かる部分の開

示を求める旨及び決定時の理由付記が不十分である旨を主張していると解されることから、これらの部分の不開示情報該当性及び理由付記の適法性について、以下検討する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 法人の事業計画に係る部分について

実施機関によれば、理由書及び事業計画書において不開示とした法人の事業計画に係る部分が公となると、同業他社が経営に活用することが考えられる等、株式会社Aの競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

審査請求人は、反論書において、本施設は、社会福祉法に基づき設置されるものであり、建設に際し、県から補助金が交付される社会福祉施設である旨、また、本施設は、B市「第〇期 B市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を期中で改定し、公募して設置を進めている施設であることを考慮すれば、事業計画に係る部分が開示されたとしても同業他社の経営に活用されることはありえず、他に競争する施設は存在しない旨を主張している。

当審査会において、法人の事業計画に係る部分を見分したところ、施設の建築理由、運営体制、資金計画などの情報が記載されていた。これらの情報は、当該法人の内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の同業他社が、同種の施設の経営に活用することが想定されることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、これらの情報が、同号ただし書きに該当しないことは明らかである。

よって、法人の事業計画に係る部分は条例第7条第3号イに該当する。

イ 連携施設の名称、所在地、住所及び協定内容が分かる部分について

実施機関によれば、連携施設の名称、所在地、住所及びその協定内容を開示した場合、事業内容や施設の使い方を類推することが容易になることで株式会社Aの事業活動が損なわれるおそれがあり、また、施設の管理運営上の安全性が阻害される等のおそれがあるとのことである。

当審査会において、連携施設の名称、所在地、住所及び協定内容が分かる部分を見分したところ、これらの部分は、本施設の事業計画や運営体制等に密接に関係する情報であり、これらの情報を公にすることにより、当該法人が本施設を建築する過程で、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、これらの情報が、同号ただし書きに該当しないことは明らかである。

よって、連携施設の名称、所在地、住所及び協定内容が分かる部分は

条例第7条第3号イに該当する。

ウ 建物の概要が分かる部分について

実施機関によれば、建物の概要が分かる部分を開示した場合、当該設計者の立場においては、建物形状や寸法等の自らが積み上げてきた設計においてのノウハウが公になることにより、事業優位性が喪失するおそれがあるとのことである。また、当該施設事業者の立場においては、施設構造や使い方が公となることにより、施設設備に対する悪戯や施設内部への侵入等の犯罪の実行を容易にする等、事業活動における損失が発生するおそれや施設利用者等の安全が脅かされるおそれもあるとのことである。

審査請求人は、反論書において本施設のような社会福祉施設は、法令で構造などについて定められており、設計者の特別なノウハウ等を発揮する余地はないこと、また、仮に法的に保護されなければならないノウハウであれば、実用新案登録や意匠登録等の法的な手続きを取るべき旨を主張する。

この点について、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本施設の構造について、B市の条例及び規則に適合している必要はあるものの、規定されているのは施設内に設置すべき設備や備品についての基準が主であり、施設そのものの構造については特段規定がないため、設計にあたっては設計者のノウハウを発揮することが可能である旨主張する。

当審査会において、建物の概要が分かる部分を見分したところ、これらの部分は、給水施設計画平面図、求積図、1階平面図、2階平面図、立面図-1、立面図-2で構成されており、建物構造や各室配置等の情報が記載されているものであった。これらの図面を読み解くことで、設計におけるノウハウ、施設構造や使い方を推測することができるものであり、実用新案登録等がなければノウハウに該当しないというものではないことから、これらの情報を公にすることにより、当該法人の事業優位性が喪失するなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、これらの情報が、同号ただし書きに該当しないことは明らかである。

よって、建物の概要が分かる部分は条例第7条第3号イに該当する。

(4) 理由付記について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、本件行政文書一部開示決定処分における理由は、単に条例第7条第3号イの条文を転記したものであることから、開示しないこととした理由を記載したことにはならず、手続条例第8条にある、処分の理由を示さなければならないとする規定を満たしていない旨を主張している。

当審査会において、本件一部開示決定通知書の記載を確認したところ、不開示とした根拠規定のほか、不開示とした部分及びその理由が、審査請求人において了知し得る程度に示されており、本件一部開示決定の理由付記に不備があるとは認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

本件行政文書の不開示情報該当性については前記(3)において述べたとおりであり、また、理由付記の適法性については前記(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
・法人の事業計画に係る部分 ・連携施設の名称、所在地、住所が分かる部分 ・協定内容が分かる部分 ・建物の概要が分かる部分	条例第7条第3号イに該当法人に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されているため。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 1. 19	諮問(弁明書の写しを添付)
6. 2. 22	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
6. 7. 18 (第 689 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
6. 8. 21 (第 691 回審査会)	審議
6. 9. 27	答申